

## 第5章 県の取組み

県が母子家庭等を対象に実施する基本方針に基づき、それぞれの基本方針の分野ごとに今後5年間に取り組むべき「主な内容」を明らかにいたします。

### 1 自立を支援するための経済的支援

#### (1) 児童扶養手当についての情報提供と適切な支給事務

##### 課題

離婚件数や離婚率が高位で推移していることから、児童扶養手当の受給者数は年々増加の一途をたどっています。

児童扶養手当制度は、離婚による母子家庭など、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活を安定させるとともに自立を促し、児童の福祉の増進を図ることを目的として昭和36年に「児童扶養手当法」が成立して以来、多くの母子家庭の母又は養育者に支給されてきました。

平成22年8月からは、児童と生計を同じくする父子家庭の父に児童扶養手当の支給対象が拡大されます。

児童扶養手当の支給に当たっては、受給対象者などに正しく支給要件が周知される必要があります。

また、県及び町村並びに市においても市町村における戸籍、年金、税務、児童扶養手当等関係する部署との連携を図り、児童扶養手当の返還などを極力低減し、適切な支給事務を図る必要があります。

さらに、依然として一部市町村の児童扶養手当担当の対応について苦情が寄せられており、児童扶養手当担当者の適正な対応が求められています。

##### 施策の方向

対象となるひとり親家庭に対して、チラシ、パンフレットなどを配布するとともに、新聞や県ホームページなどの各種広報を通じて、児童扶養手当制度を理解していただけるよう努めます。

また、戸籍、年金、税務、児童扶養手当等関係する部署との連携の強化や、受給対象者などへの配慮も含めた児童扶養手当制度の適正な運営を図るため、市町村担当部署における職員の研修などによる実施体制の強化に努めます。

さらに、市町村に対する事務指導監査を実施することにより、適正な制度管理に努めます。

## 主な内容

児童扶養手当等に関する制度の周知を図るとともに、制度を正確に御理解いただくため、更に積極的な情報の提供を行います。

市町村事務担当者研修会などによる市町村関係部署相互の連携強化及び実施体制の強化を図ります。

児童扶養手当等市町村事務指導監査の実施により適正な児童扶養手当制度運営を図ります。

### **児童扶養手当**

父母が婚姻を解消した児童、父が死亡した児童、父が一定の障がいの状態にある児童、父の生死が明らかでない児童等、父と生計を同じくしていない児童について母がその児童を監護するとき、または母がいない等により母以外の者がその児童を養育するときに、その母または養育者に対し、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給される手当です。

ここで「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人又は20歳未満で一定の障がいの状態にある人をいいます。

平成22年8月からは、子と生計を同じくする父子家庭の父に児童扶養手当の支給対象が拡大されます。

## **(2) ひとり親家庭医療費助成事業の適正な運営**

### 課題

ひとり親家庭医療費助成事業は、県単独の医療費助成事業として、昭和59年度に「母子家庭医療費助成事業」にて事業を開始しました。

平成12年度には対象に父子家庭を追加の上、現在の「ひとり親家庭医療費助成事業」に改称し、県と市町村との連携の下、県内のひとり親家庭を対象とした県単独の経済的支援策と運営されています。

ひとり親家庭医療費助成事業は、公的年金を受給している母子家庭や、これまで児童扶養手当の対象とならなかった父子家庭まで助成の対象にしており、児童扶養手当の対象より範囲の広いひとり親家庭を対象として制度を運営していることから、助成対象範囲を中心とした適正な制度運営を図る必要があります。

### 施策の方向

今後とも、県単独のひとり親家庭等に対する経済的支援策として、市町村からのひとり親家庭医療費助成事業に関する問い合わせへの対応を中心として、市町村との連携の下、適正な制度運営を図っていきます。

## 主な内容

ひとり親家庭等に対する県単独の経済的支援策としての適正な制度運営を図ります。

### ひとり親家庭医療費助成事業

ひとり親家庭の健康と福祉の増進を図るため、ひとり親家庭医療費助成を行なう市町村への補助を行ないます。

#### 補助対象経費

各種医療保険適用による自己負担分について、同一受診月毎に1つの世帯の自己負担額を合算して1,000円を超える金額。ただし、ひとり親家庭の親の前年の所得額が児童扶養手当一部支給の所得限度未満、かつ、扶養義務者の所得が所得限度額未満である世帯に限ります。

#### 補助先 市町村

補助率 1 / 2

### (3) 母子寡婦福祉資金貸付金についての情報提供と適切な支給事務

#### 課題

母子寡婦福祉資金貸付金は、母子家庭及び寡婦世帯を対象に、就労や児童の就学などで資金が必要となったときに貸付けを受けられる制度で、これまで数多くの方々から制度を利用いただいている。

実態調査の結果を見ると、「子どもの教育や生活を支えるために母子寡婦福祉資金貸付金制度を利用しています」との声が寄せられてる一方、手続きが複雑でわかりにくい、制度が利用しにくいなどの意見も寄せられており、適正な貸付事務の確保を図る必要があります。

#### 施策の方向

母子家庭や寡婦世帯にとって利用しやすいものとなるよう母子寡婦福祉資金貸付金制度の内容について、PRに努めます。

また、借り受けの相談を受ける場合には、適正な貸付業務を行うとともに、分かりやすい説明に努めます。

#### 主な内容

母子寡婦福祉資金貸付金制度の広報に努めます。

適正な貸付業務を行うとともに、分かりやすい説明に努めます。

### 母子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭及び寡婦世帯で経済的な自立や児童の就学などで資金の貸付が必要となったとき、県及び中核市から貸付けを受けられる資金で、合計12の資金があります。

- |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| ・事業開始資金 | ・事業継続資金 | ・修学資金   | ・技能習得資金 |
| ・修業資金   | ・就職支度資金 | ・医療介護資金 | ・生活資金   |
| ・住宅資金   | ・転宅資金   | ・就学支度資金 | ・結婚資金   |

## 2 自立した生活をするための就業支援

### (1) 就業支援策の充実

#### 課題

母子家庭等の経済的な自立を図り、もって、児童の健全な成長を育み家庭生活を維持するためには、就業機会の確保が極めて重要です。

ひとり親家庭では、就業に当たって、子育てと生活の担い手という二重の役割を担うこととなり、一般的に、就業条件は厳しい状況にあり、また、就業への知識や求人情報が少ないことから、なかなか就業できにくいのが現状です。

また、就業している母子家庭の就労形態は、臨時やパートタイムといった形態が多く、収入や先行きに不安を感じています。より収入の多い職種に就職するためには新たな資格や技能を取得することが有利ですが、経済的、時間的、情報の不足など、様々なことから、チャレンジできないでいる人もまた多くいます。

このため、母子家庭等の様々な状況に応じた相談体制の整備や就業情報の提供が求められています。

ほかにも就業がすすまない理由として、就業に結びつく専門的な資格や知識を持たないこと、子どもが小さいこと、雇用主の母子家庭等に対する理解が不足していることなどがあります。

#### 施策の方向

母子家庭等就業・自立支援センター事業により、母子家庭等の様々な状況に応じ、就業に関する相談や就業支援等の各種制度に関する広報誌やパンフレット、チラシ等を積極的に活用し就業情報の提供を行うとともに、職業紹介事業の実施により、一貫した就業支援サービスを引き続き積極的に展開します。

母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施するに当たっては次の点に留意します。

母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援に当たっては、各保健福祉事務所等に配置されている母子自立支援員や公共職業安定所とのネットワークを活用し、地域の実情に応じた就業支援に取り組みます。

母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業情報の提供に当たっては、福島県男女共生センターや県内各テクノアカデミーなどとの連携により、母子家庭等の就業に結びつく専門的な資格の取得や技能の習得に資する講座や研修情報を積極的に情報提供します。

母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業情報の提供及び職業紹介事業の実施に当たっては、公共職業安定所との連携による求人情報を積極的に活用するとともに、平成20年度から実施している母子家庭就労促進事業の実施によりキャリアカウンセラーによるカウンセリングを含めた個々の求職者にふさわしい求人開拓や職業紹介機能の強化を引き続き実施するとともに、母子家庭就労促進事業により得られるノウハウを今後の母子家庭等就業・自立支援センター事業に生かします。

母子家庭等の雇用促進の取組みとしては、県庁各部局等における臨時事務補助員等の賃金支弁職員及び嘱託員等の非常勤特別職の雇用に当たっては、出先機関も含め、公共職業安定所等への求人申込みと併せて、福島県母子家庭等就業・自立支援センターにも求人情報の提供を行うよう配慮願いたい旨を依頼するとともに、県内市町村に対しても、母子家庭等の雇用促進の取組みの推進を引き続き依頼します。

母子家庭等就業・自立支援センターの求人開拓などの機会をとらえて、雇用主の母子家庭等に対する就業の促進への理解を求めるとともに、特定求職者雇用開発助成金の紹介・活用を通じて母子家庭等の雇用を促進します。

### 主な内容

母子家庭等就業・自立支援センター事業を積極的に推進します。

母子家庭等就業・自立支援センター事業実施に当たっての留意事項

ア 母子自立支援員業務研修会などを通じた母子自立支援員と福島県母子家庭等就業・自立支援センターとの連携

イ 福島県男女共生センターや県内各テクノアカデミーとの連携

ウ 公共職業安定所との連携及び積極的な求人開拓などによる職業紹介事業の推進

県機関における母子家庭の母等の雇用を促進するとともに、県内市町村に対し母子家庭等の雇用の促進を依頼します。

母子家庭等就業・自立支援センター事業を通じ、雇用主の母子家庭等に対する就業の促進への理解を求めるとともに、特定求職者雇用開発助成金の利用促進を図ります。

#### 母子家庭等就業・自立支援センター

母子家庭の母、寡婦世帯及び父子家庭の父（平成21年4月以降対象）に対する就業相談の実施、就業情報提供等一貫した就業支援サービスを提供するために、福島県が平成15年10月から業務を始めました。運営は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会に委託して実施しています。

母子家庭等就業・自立支援センターでは、個々の母子家庭等の状況、経験等に応じた就業相談を行うとともに各保健福祉事務所及びいわき市と連携して、県内各方部で就職相談会を実施しています。

また、就業相談や就職相談会を通じて求職登録を行い、求人情報の提供や就業に結びつく講座や研修情報の提供を行います。

さらに、母子家庭等の状況や希望に即した職業紹介事業を実施し、就業を支援しています。

### 母子自立支援員

母子家庭及び寡婦の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動の支援を行うため、福島県各保健福祉事務所等に配置されています。

### 母子家庭就労促進事業

母子家庭の母を始めとするひとり親家庭の就労促進を図るため、県単独の取組みとして、専門的なノウハウを有する民間企業を活用し、職業紹介を実施している母子家庭等就業・自立支援センターにおける求人開拓機能・マッチング機能を強化しています。

### 特定求職者雇用開発助成金

母子家庭の母等就職が特に困難な者の雇用機会の拡大を図るため、母子家庭の母等を公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対し、公共職業安定所より賃金相当額の一部が助成されます。

労働対象者（一般被保険者）	助成額		助成期間
	大企業	中小企業	
母子家庭の母等	50万円	90万円	1年
母子家庭の母等（短期労働者）	30万円	60万円	1年

平成22年2月1日現在

## (2) より良い就業に向けた職業能力の開発支援

### 課題

母子家庭実態調査によれば、母子家庭の母で、無職の人の多くは今すぐ働きたいとの意向を持っています。（61.7%）また、就職している人でも、良い仕事があれば転職を望んでいる人が多数います。（41.5%）

現在の厳しい経済雇用情勢の下、就業に結びつく専門的な資格の取得や技能の習得はより重要性を増しています。

その一方で、就業に有利な資格や技能の取得については、費用の負担ができなかったり、仕事が忙しいことから取得を断念してしまう場合もあります。実態調査の結果を見ても、資格を取得するための経済的支援を求める声が多く寄せられています。（59.5%）

こうしたことから、資格取得を希望する母子家庭の母に対する経済的支援を積極的に推進する必要があります。

## 施策の方向

厳しい経済雇用情勢を踏まえ、就業に結びつく専門的な資格の取得や技能の習得はこれまで以上に重要性を増していることから、母子家庭の母の職業能力の開発を一層支援してまいります。

なお、母子寡婦福祉資金貸付金により、生活資金や技能習得資金の貸付けを利用することが出来ることから、修業期間中に必要となる費用等については、必要に応じ、当該資金による支援を図ります。

## 主な内容

自立支援教育訓練給付金事業の積極的な活用を促進します。

高等技能訓練促進費等事業の積極的な活用を促進します。

### **母子家庭自立支援給付事業**

母子家庭の母の主体的な能力開発の取組みを支援し、母子家庭の自立を促進するため、雇用保険の教育訓練の受給資格のない母子家庭の母が、県の指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、要した受講料・入学料の20%（限度額10万円）を支給します。

受講前に資格確認願を提出し、認定を受ける必要があります。

本県では、市部も含めた全県を対象に平成15年度より事業を開始し、平成20年度末までに193名に給付金を支給しています。

### **高等技能訓練促進費等事業**

看護師、介護福祉士、准看護師など、母子家庭の母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成機関で2年以上修業する場合、当該資格に係る養成訓練の受講期間のうち一定期間について高等技能訓練促進費を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し入学支援修了一時金を修業修了後に支給します。

高等技能訓練促進費は、市町村民税非課税世帯の場合月額141,000円、市町村民税課税世帯の場合月額70,500円を支給します。

また、入学支援修了一時金は、市町村民税非課税世帯の場合50,000円、市町村民税課税世帯の場合25,000円を支給します。

なお、安心こども基金を活用し、平成23年度末までに修業開始した母子家庭の母を対象として、修業期間の全期間、高等技能訓練促進費を支給します。

本県では、平成21年度から、厳しい経済雇用情勢を踏まえ、市部も含めた全県を対象に高等技能訓練促進費等事業を開始しました。

平成21年度は、平成22年1月末現在、47名の方が高等技能訓練促進費等事業を利用しています。

### 3 子育て環境づくりと生活支援

#### (1) 相談機能の充実

##### 課題

母子家庭の母や寡婦の抱えている問題を把握し、その解決に必要な助言及び情報提供を行うなど、母子家庭の母や寡婦の自立に向けた総合的支援を行うため、各保健福祉事務所等に母子自立支援員を配置し、総合的な相談支援を行っています。

母子自立支援員による相談は、就業・養育費に関する相談、子どもの養育に関する相談、母子寡婦資金貸付金に関する相談等、多岐に渡っています。

また、就業に関する相談は、母子家庭等就業・自立支援センターとの連携を図るなど、母子家庭の母や寡婦のニーズに即した相談支援体制の充実に努めています。

その一方で、母子家庭実態調査においても、様々な支援制度があるが内容がわかりにくく利用しにくい、もっと気軽に相談できるところがほしい、母子家庭の方だけの交流会などがほしいなど、さらなる相談支援体制の充実を求める声が多数寄せられています。

こうしたことから、今後とも、相談支援体制の充実・強化を進めていく必要があります。

##### 施策の方向

母子家庭の母や寡婦の自立に必要な情報の提供や相談等にきめ細かく対応するため、引き続き、母子自立支援員による地域に密着した相談体制の充実を図ります。

母子家庭等就業・自立支援センターとの連携や専門的な知識の習得により、母子自立支援員の資質の向上を図ります。

様々なニーズに即した相談支援を行うため、ひとり親家庭を構成員とし主体的な活動を行おうとする「ひとり親家庭サポートグループ」の形成を支援し、「ひとり親家庭サポートグループ」の主体的な活動、さらには「ひとり親家庭サポートグループ」と行政との連携による相談支援体制の充実に努めます。

母子家庭等に対する各種支援策について、適宜適切な情報提供に努めます。

##### 主な内容

各保健福祉事務所等に配置した母子自立支援員による母子家庭の母や寡婦に対する総合的な相談支援を引き続き実施します。

研修会等を通じて、母子自立支援員の資質の向上に努めます。

ひとり親支援ネットワーク推進事業の推進による幅広い相談体制を形成します。

行政による情報提供体制の充実に努めます。

### ひとり親支援ネットワーク推進事業

平成21年度より、今後の施策の在り方として、これまでの行政の自立支援策と併せて、ひとり親家庭を構成員とし、主体的な活動を通じて自助・共助による課題解決を図ろうとする取組みが不可欠であることから、ひとり親支援ネットワーク推進事業（県単独）を実施しています。

事業実施により、

- (1) 県内各方部に形成された「ひとり親家庭サポートグループ」の主体的な活動を通じた自助・共助による課題解決
- (2) 「ひとり親家庭サポートグループ」の支援ネットワークによる広域的な課題の解決
- (3) 「ひとり親家庭サポートグループ」の支援ネットワークと行政との連携による、より効果的なひとり親施策の展開が可能となります。

### (2) 子育て支援サービスの充実と保育所への優先入所

#### 課題

核家族化の進行や共働き家庭の増加により、保育所の入所児童数は増加傾向にあります。

保育を必要とする児童がすべて保育所に入所し、待機児童が解消されるよう、施設整備等を図る必要があります。

また、子育て支援についてのニーズも多様化しており、様々なニーズに応じて各種子育て支援施策を質、量ともに充実させていく必要があります。

さらに、就業や求職活動、職業訓練を十分に行うこととができるよう保育所への優先入所を推進する必要があります。

#### 施策の方向

保育所の整備を促進する等、保育所入所定員数を拡充し、待機児童の解消を図ります。

また、多様な保育ニーズに応えるため、一時預かり、休日保育等、様々な保育施策について、地域の状況に合わせて一層の充実を図ります。

さらに、就業や求職活動、職業訓練を十分に行うこととができるよう保育所への優先入所を、保育所設置市町村に働きかけていきます。

#### 主な内容

待機児童の解消のため、保育所の整備を促進するなどして保育所入所定員を増加させるとともに、老朽化している保育施設の改築や、多様な保育ニーズに対応するための整備を支援します。

就労形態の多様化に伴い、開所時間を超えて保育を行う延長保育を支援するとともに、毎日の保育所利用までは至らないが一定程度の保育サービスが必要となる子

どもや、日曜、祝日等の休日に保育サービスが必要となる子どもについて、保護者が柔軟に利用できる特定保育や休日保育を支援します。

また、ファミリー・サポート・センターの普及、啓発を進め、サービス内容等が向上するよう支援します。

保育所への優先入所を、保育所設置市町村に働きかけていきます。

### (3) 放課後児童の健全育成の推進

#### 課題

放課後児童が集う場として、放課後子ども教室や放課後児童クラブが年々増加しています。

今後も、共働き家庭の増加や子どもの交流のため、ますます需要が高まることが予想されることから、新設や保護者のニーズにあった運営を支援していく必要があります。

#### 施策の方向

放課後子ども教室や放課後児童クラブの設置、運営に対する支援策の拡充を図ります。

#### 主な内容

放課後児童クラブを設置する市町村に対して、運営費を助成することにより、子どもの健全育成や保護者の子育てと仕事の両立を支援します。

### (4) 公営住宅への優先入居

#### 課題

離婚等により母子家庭となった家族にとって、生活の拠点となる住まいの確保は大きな問題です。

このため、できるだけ少ない負担で入居できる公営住宅を希望する母子家庭が多い一方で、公営住宅に入居できない場合も多く、実態調査でも多くの母子家庭のお母さんから公営住宅への優先入居を望む声が多く寄せられています。

#### 施策の方向

母子世帯等に対する県営住宅への優先入居を引き続き実施します。

また、同様の措置を講じるよう各市町村に働きかけます。

#### 主な内容

県営住宅等条例に基づき、多子世帯や母子世帯に対し、県営住宅への優先入居を行います。

市町村に対し、公営住宅への母子家庭などの優先入居の実施を働きかけます。

## (5) 子どもの養育費の確保

### 課題

離別世帯の子どもに対する養育の責務は両親にあり、離婚によって変わるものではなく、養育費の取得は、感情的、法律的な問題も絡み複雑で難しい場合もありますが、子どもの健全育成のためには必要なものであることから、養育費確保のための相談体制の充実に努めてきました。

しかし、経済的な支えの基礎となる養育費については、母子家庭実態調査では70%以上の方が養育費の支払いを受けていない状況にあります。

その理由としては、そもそも取り決めをしていないとか、相手に支払う意志や能力がないなどの理由から取り決めをしたがもらえないなど、取得の難しさが伺えますが、今後とも相談を通じた養育費確保のための支援を行って行く必要があります。

### 施策の方向

母子自立支援員による養育費の相談を引き続き実施するとともに、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談の際に養育費に関する相談があった場合にも、適切に対応できる体制が求められます。

また、適切な相談支援を行うため、養育費相談支援センターによる養育費に関する研修等を継続的に実施し、支援体制の強化に努めます。

### 主な内容

母子自立支援員による養育費相談を引き続き実施します。また、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談においても適切に養育費の相談に対応します。

養育費相談に適切に対応できるように、養育費相談支援センターによる養育費に関する研修等を通じて、支援体制の強化に努めます。

## 養育費相談支援センター

母子家庭等の養育費の取得の向上を図るため、平成19年度に養育費に関する情報提供、養育費に関する困難事例への支援や養育費相談に応じる人材養成のための研修を行う「養育費相談支援センター」が創設されました。

養育費相談支援センターの業務内容は次のとおりです。

### (1) 養育費相談支援事業

養育費の相談に当たっている各地の母子家庭等就業・自立支援センターや母子自立支援員による相談を支援しています。

### (2) 研修事業

母子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターなどで養育費に関する相談を行う職員を対象に研修を行っています。

### (3) 情報提供事業

ホームページ(<http://www1.odn.ne.jp/fpic/youikuhi/index.html>)

による情報提供

パンフレット等による養育費確保等の普及・啓発活動

## 社団法人家庭問題情報センター

## 養育費相談支援センター

〒170-6005 東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60 5階

電話 03(3980)4108

FAX 03(6411)0854

e-mail [info@youikuhi.or.jp](mailto:info@youikuhi.or.jp)